

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認石川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち平成元年3月から同年9月までの期間を11万8,000円、元年10月から同年12月までの期間を12万6,000円、2年4月から3年3月までの期間を16万円、3年4月から4年2月までの期間を13万4,000円、4年3月から6年10月までの期間を14万2,000円、8年4月から同年8月までの期間を16万円、8年9月を17万円、8年10月から9年3月までの期間を16万円、9年4月から10年2月までの期間を17万円、10年3月から13年12月までの期間を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年1月6日から平成14年1月11日まで
申立期間において、厚生年金保険加入記録の標準報酬月額が実際の支給金額より低い額になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書により確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額並びに申立人と同様の業務内容及び勤務形態であった同僚から提出された給与支払明細書により推認できる申立人の標準報酬月額が、申立人のオンライン記録の標準報酬月額を上回っている期間があることを確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下、「特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか

低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及び上述の同僚から提出された給与支払明細書において確認できる保険料控除額により、申立期間のうち平成元年3月から同年9月までの期間を11万8,000円、元年10月から同年12月までの期間を12万6,000円、2年4月から3年3月までの期間を16万円、3年4月から4年2月までの期間を13万4,000円、4年3月から6年10月までの期間を14万2,000円、8年4月から同年8月までの期間を16万円、8年9月を17万円、8年10月から9年3月までの期間を16万円、9年4月から10年2月までの期間を17万円、10年3月から13年12月までの期間を19万円に訂正することが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和61年1月から平成元年2月までの期間については、申立人及び上述の同僚は共に保険料控除額が確認できる給与支払明細書等を保有しておらず、また、A社は、当該期間当時の従業員や厚生年金保険に関する資料を保有していないことなどから、当該期間当時における保険料控除額を確認することができないため、あっせんは行わない。

また、申立期間のうち平成2年1月から同年3月までの期間、6年11月から8年3月までの期間については、申立人及び上述の同僚の給与支払明細書により認定できる申立人の標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額を上回っていることを確認できないことから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人と同僚の給与支払明細書において確認できる標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額が、長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与支払明細書で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和40年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和40年3月の標準報酬月額については、1万4,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月22日から同年4月22日まで

私は、高等学校卒業後、A事業所（現在は、B社）に入社し、昭和40年2月22日から勤務を始めた。私と同時入社した同僚に確認したところ、同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は同年2月22日となっているのに、私の資格取得日は同年4月22日となっている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和40年3月1日に被保険者の資格を取得した旨の記録が一旦処理された後、同年6月8日付けで、同年4月22日に資格取得日が訂正処理されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿では、申立人の被保険者資格取得日は昭和40年3月1日と記載されている上、申立人が保有する厚生年金保険被保険者証においても、同払出簿の資格取得日と同じ日が記載されており、同払出簿及び同被保険者証はいずれも資格取得日の訂正が行われていない。

また、雇用保険の記録においても、申立人は、昭和40年3月1日に資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）の申立人の年金記録に係る管理及び処理が不適切であったものと推認されることから、申立人のA事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和40年

3月1日であったものと認められる。

なお、昭和40年3月の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる取得日訂正前の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和40年2月22日から同年2月28日までの期間については、同僚の供述から、申立人の勤務始期は同年2月中旬からと推認できるものの、複数の同僚が出勤できる日のみの出勤であった旨を供述しており、同期入社している全員が同じ勤務形態であったとは考え難い。

また、B社は、昭和43年4月前の資料は保管していない旨を回答していることから、申立人の40年2月22日から同年2月28日までの期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の昭和40年2月22日から同年2月28日までの期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和40年2月22日から同年2月28日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 10 月から 37 年 10 月まで
私は、申立期間について、A社B営業所（現在は、C社D支店）に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、A社B営業所に勤務していたと主張し、自身が携わった工事の記録を提出している。

しかし、C社の回答及び当時の工事関係者の供述から、申立人が申立期間に従事したとする工事は、おおむね申立人がA社で厚生年金保険被保険者であった期間（昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 7 月 1 日まで）に竣工されたことが確認できる。

特に、申立人がA社で最後に携わったとしているE施設の工事は、申立人の主張どおりの新設工事であれば、昭和 22 年 10 月の完成であり、仮に申立人が携わった工事が同施設の最終改築工事であったとしても、工事の完了時期は申立期間前の 34 年 6 月であることから、申立内容と時期的に符合しない。

また、C社は、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料が残っていないと回答している。

さらに、A社F支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に不自然さはなく、申立人が申立期間に同社で被保険者資格を再取得した形跡は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることができない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 8 月 1 日から 26 年 2 月 1 日まで
② 昭和 26 年 3 月 6 日から同年 3 月 25 日まで

私は、昭和 25 年 7 月末に前職を退職後すぐに、元の会社の上司に紹介されてA社（現在は、B社）に就職した。長男が誕生した時であり間違いないと思う。また、退職後はすぐに次の会社に就職したので、26年3月24日まで勤務していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B社から従業員名簿が提出されており、同社の担当者は、「従業員名簿に記載された各人の備考欄上段の日付は入社日だと思われる。」と述べていること、及び同名簿の申立人の職名欄には「助手」と、備考欄上段には「25.12.6」と記載されていることから、申立人はA社に助手として昭和25年12月6日に入社したことが認められる。

しかし、従業員名簿に記載された14人のうちオンライン記録が確認できる9人全員の入社日は、厚生年金保険の被保険者資格取得日より1か月以上前であることから、A社では、従業員について入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがわれる。

また、従業員名簿に記載されている入社日が申立人と同時期の昭和25年12月と記載されている6人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、4人は申立人と同日の26年2月1日に資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間に被保険者となっているのは29人であり、その全員の資格取得日はすべて1日となっている上、従業員名簿に記載された14

人のうち連絡先が確認できた二人に照会したところ、具体的な供述を得ることができなかった。

申立期間②について、申立人は当時の同僚を覚えておらず、照会できた同僚も申立人を覚えていないこと、及び申立期間後に勤務したC事業所（当時は、D事業所）が保有している人事記録によると、昭和22年4月から26年3月までE社に勤務した旨が記載されており、A社における職歴が記載されていないことから、同社における勤務の終期を確認することができない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、資格喪失日は「26. 3. 6」と記載されており、申立てどおりの資格喪失日（昭和26年3月25日）が届出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月から同年 7 月まで
② 昭和 40 年 7 月から 41 年 6 月まで
③ 昭和 41 年 12 月 31 日から 43 年 2 月まで
④ 昭和 43 年 3 月から同年 7 月まで
⑤ 昭和 43 年 8 月から同年 10 月まで
⑥ 昭和 47 年 9 月から 48 年 3 月まで
⑦ 昭和 49 年 3 月から同年 11 月まで

申立期間①については、A社B工場に、申立期間②については、C社に、申立期間③についてはD社（現在は、E社）に、申立期間④についてはF社に、申立期間⑤についてはG社（現在は、H社）に、申立期間⑥及び⑦についてはI社に勤務していたが、私の記憶と厚生年金保険の加入記録が相違している。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和 40 年 4 月 5 日から同社で厚生年金保険の被保険者記録があり、当該記録は雇用保険の記録と一致している上、申立人は、高等学校を卒業後にA社に入社し、同社のB工場における見習期間を経て正式な配属先が決定した直後に退職した旨を供述しているところ、申立人と同期入社と同僚は、「昭和 40 年 3 月に入社後、1、2 週間程度の新人教育を経て正式な配属が決まった。」と供述していることから、申立人は申立期間と異なる期間に数週間程度の勤務を行っていたものと考えられる。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人と同期入社で厚生年金保険の被保険者記録のある同僚は、当初、資格取得日を昭和40年6月2日として届け出られていたが、同年10月1日に本来の入社日である同年3月9日まで遡って資格取得日の訂正が行われていることが確認できる上、申立人と同様に短期間で同社B工場を退職した同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、同社は短期間で退職した者の厚生年金保険の資格取得手続を行わなかったことがうかがわれる。

さらに、申立期間当時のA社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の名前は無く、健保番号は順番に払い出されており欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

- 2 申立期間②について、オンライン記録等によると、C社が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、C社の事業主は、申立人を記憶しているものの、会社は社会保険に加入したことはなく、給与から厚生年金保険料を控除していなかったと供述している上、申立人が名前を挙げた同僚も、会社は社会保険に加入していなかったと供述している。

- 3 申立期間③について、申立人のD社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、申立期間とは異なる昭和40年4月5日から41年12月31日まで同社の厚生年金保険の被保険者記録があり、当該記録は雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は昭和41年6月から43年2月までD社に勤務していたと主張しているが、申立人が一緒に勤務したとしている同僚は、同社を41年1月末に退職している上、当該同僚は、申立人とは遅くとも40年の秋頃には同社で一緒に勤務していた旨を供述しており、申立人の勤務期間の記憶とは異なる。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間のうち昭和42年10月から43年2月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 申立期間④について、申立人のF社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は申立期間とは異なる昭和42年3月1日から同年7月30日まで同社の厚生年金保険の被保険者記録があり、当該記録は雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

また、申立期間に勤務していた同僚に照会しても、申立人の勤務期間を記憶している者はいない。

さらに、国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間全てにおいて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 5 申立期間⑤について、申立人のG社に係る健康保険厚生年金保険被保

険者原票によると、申立人は申立期間とは異なる昭和 43 年 10 月 21 日から 47 年 8 月 14 日まで同社の厚生年金保険の被保険者記録があり、当該記録は雇用保険の記録と一致していることが確認できる。

また、G 社は、同社が保管する退職者の記録に申立人の社会保険の資格取得日が昭和 43 年 10 月 21 日、資格喪失日が 47 年 8 月 13 日と記録されている旨を回答している。

さらに、申立期間に勤務していた同僚に照会しても、申立人の勤務期間を記憶している者はいない。

加えて、国民年金被保険者台帳によると、申立人は申立期間全てにおいて国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 6 申立期間⑥について、オンライン記録等によると、I 社は昭和 48 年 3 月 9 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことは確認できない。

また、I 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、同社の事業主も、申立人と同様に昭和 48 年 3 月 9 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している上、国民年金被保険者台帳によると、当該事業主は同年 2 月まで国民年金第 1 号被保険者であることが確認できる。

- 7 申立期間⑦について、申立人の I 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は、昭和 49 年 3 月から健康保険被保険者資格喪失後の継続療養による療養の給付を受給していることが確認できる。

また、国民年金被保険者台帳によると、申立人は昭和 49 年 4 月から同年 10 月まで国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、雇用保険の記録によると、申立期間における申立人の雇用保険の被保険者記録は無く、昭和 49 年 11 月 10 日に、I 社で雇用保険の被保険者資格を再度取得していることが確認できる。

- 8 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 10 月から 58 年 4 月まで
私は、申立期間について、A社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 10 月から 58 年 4 月までA社で正社員として勤務していたと述べている。

しかし、A社の人事担当者は、昭和 57 年 3 月 1 日付けの組織図で申立人の在籍は確認できるが、それ以前については記載が見当たらない上、58 年 3 月 23 日付けで退職するまで、申立人はパート従業員として勤務していた旨を回答している。

また、当時勤務していた複数の同僚はいずれも、「当時、パート従業員は厚生年金保険に加入できなかった。」と述べている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金に加入し、昭和 57 年 4 月から全額申請免除を受けていることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人に同事業所で被保険者資格を取得した記録は無く、申立期間の健康保険の整理番号は順番に払い出されており、欠番は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月から 52 年 11 月まで

私は、申立期間にA社で勤務しており、入社時の手取額は月 16 万円くらいで、退職時の手取額は月 22 万円くらいであった。しかし、申立期間の標準報酬月額は、最も高い月で8万円と手取額より大幅に低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間の標準報酬月額の相違について申し立てていることから、申立期間当時の事務担当者に聴取したところ、当時の事業主が給与計算及び社会保険事務をしており、実際の報酬月額よりも低い報酬月額を届け出していた旨を供述している上、複数の同僚も、実際の給与支給額よりも低い標準報酬月額である旨を供述していることから、同社が意図的に実際の報酬月額よりも低い報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出たことがうかがえる。

しかし、A社は既に廃業しており、申立期間当時の事務担当者は、当時の事業主が、会社の書類を焼却した旨を供述している上、当該事業主も所在不明であることから、申立期間当時の状況について確認することができない。

また、事情が聴取できた申立期間当時の同僚 11 人は、いずれも、給与明細書を保有しておらず、報酬月額及び保険料控除額の実態を確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したとこ

ろ、申立人を含む申立期間当時の厚生年金保険被保険者 25 人の標準報酬月額は、元役員が 11 万 8,000 円が最も高い金額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが特別に低額であるという状況は見当たらない上、当該 25 人は、いずれも、標準報酬月額を遡って低く訂正された形跡は見当たらず、記録管理に不自然さはみられない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
私は、平成 7 年 3 月 31 日まで A 事業所 B 部 C 病院（現在は、D 事業所 E 病院）の医師として勤務し、同年 4 月 1 日から F 病院に勤務した。その間勤務は途切れていないのに、厚生年金保険の加入記録が抜けている。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D 事業所から提出された申立人の人事記録によると、平成 6 年 5 月 16 日に「任期は 1 日とする。平成 7 年 3 月 30 日まで任用を日々更新し、以後更新しない」と記録されていることから、申立人の退職日は同年 3 月 30 日であり、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日（退職日の翌日）と一致している。

また、D 事業所の現在の社会保険担当者は、雇用されている非常勤の医師は、現在は年度末の 3 月 31 日が退職日となっているが、申立期間当時は、3 月 30 日が退職日だった旨を供述している。

さらに、D 事業所の現在の社会保険事務担当者は、3 月 30 日を退職日とする雇用契約を結んでいるので、申立人の給与から申立期間の厚生年金保険料を控除していない旨を供述している。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年4月まで

A業退職金共済事業本部より問い合わせがあり、昭和52年10月から53年4月までB地方のC社（現在は、D社）に勤務していたことを思い出した。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社から提出された日雇労働者健康保険適用除外承認書及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和52年10月17日から53年3月31日までの間、C社で勤務していたことが確認できる。

しかし、D社から提出された日雇労働者健康保険適用除外承認書により、C社は、申立人を日雇労働者として取り扱っており、厚生年金保険の被保険者としての届出を行っていなかったと考えられるところ、D社は「現在は期間雇用者も厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時は加入させていなかった。」と述べている。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、申立期間当時は冬期の半年間のみ加入している被保険者は確認できず、長期勤務者のみが加入している状況が見受けられる。

さらに、申立期間の申立人の国民年金保険料は全て納付されている上、申立人が記憶している同僚も、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の名前は無く、健保番号は順番に払い出されており、欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。